令和０８年度　農集排統合事業　設計書
相生市下水道基本計画見直し業務委託　（当初設計）

業務番号

業務名　　相生市下水道基本計画見直し業務委託

履行場所　　相生市内一円

工　　種　　土木設計（下水道）

相生市　建設農林部　下水道課

委　託　費

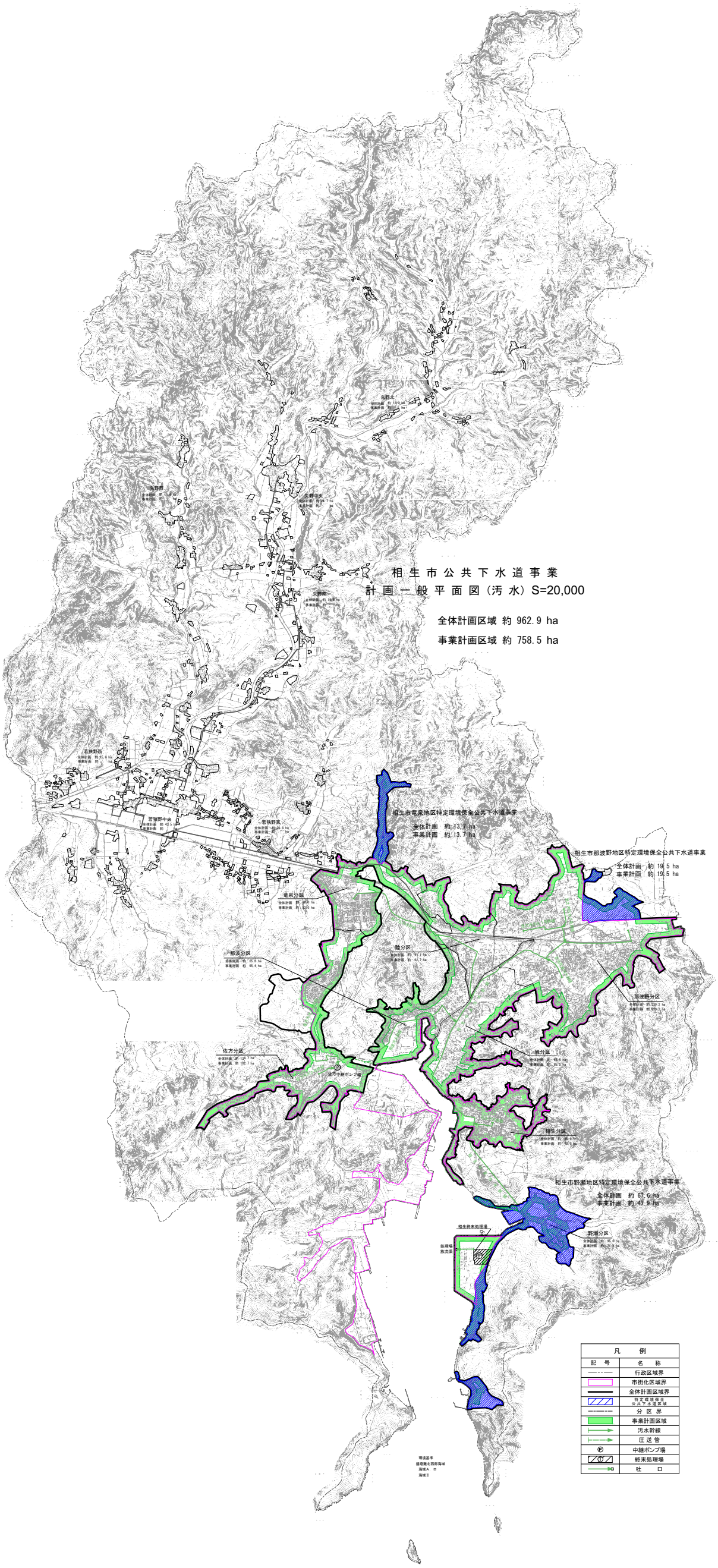
	実　施 （前回変更）	今　回　変　更	増　減　額
設 計 額	円	円	円
（内消費税額）	（　　円）	（　　円）	（　　円）
委 託 額	円	円	円
（内消費税額）	（　　円）	（　　円）	（　　円）

執行方法	委託	履 行 日 数 または 履 行 期 限	令和9年3月31日

（起工理由）

概　要

相生市下水道基本計画見直し業務委託
農集接続管渠計画（全体計画　汚水のみ）　一式



相生市公共下水道事業計画		1 / 1
下水道計画一般平面図（汚水）		縮尺 1/20,000
		令和 年 月
相 生 市		

総 括 情 報 表

単価適用年月日	00-08.10.01(0)	
	今　　回	前　　回
旅費交通費率計上	01　自動率計上する	

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務委託費					
設計委託費					
直接費					
農集接続管渠計画（全体計画　汚水のみ）					
基礎調査	1	式			施工　第0 -0001号内訳表
下水道整備の基本方針の確認	1	式			施工　第0 -0002号内訳表
基本事項の検討	1	式			施工　第0 -0003号内訳表
根幹的施設の配置の検討	1	式			施工　第0 -0004号内訳表
汚水管渠計画	1	式			施工　第0 -0005号内訳表

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
財政計画の策定	1	式			施工　第0 -0006号内訳表
提出図書作成	1	式			施工　第0 -0007号内訳表
計画協議	1	式			施工　第0 -0008号内訳表
直接費計（概略、予備、詳細設計）					
電子成果品作成費（概略、予備、詳細設計）		式			
旅費交通費（率計上）		式			
その他原価		式			
業務原価					
一般管理費等		式			

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
委託業務価格					
業務価格計					
消費税相当額		式			
総計					

施工単価表

施工　第0 -0001号内訳表　　頁0-0005/0012

基礎調査

［規格１］　［規格２］　［ 摘要 ］　1　式　当り

名　称　・　規　格	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
主任技術者		人			1 直接人件費
理事･技師長 (大学卒23年以上)		人			1 直接人件費
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
単　位　当　り	1	式			

施工単価表

施工　第0 -0002号内訳表　　頁0-0006/0012

下水道整備の基本方針の確認

［規格１］　［規格２］　［ 摘要 ］　1　式　当り

名　称　・　規　格	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
単　位　当　り	1	式			

施工単価表

施工　第0 -0003号内訳表　　頁0-0007/0012

基本事項の検討

［規格１］　［規格２］　［ 摘要 ］　1　式　当り

名　称　・　規　格	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
主任技術者		人			1 直接人件費
理事･技師長 (大学卒23年以上)		人			1 直接人件費
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
単　位　当　り	1	式			

施工単価表

施工　第0 -0004号内訳表　　頁0-0008/0012

根幹的施設の配置の検討

［規格１］　［規格２］　［ 摘要 ］　1　式　当り

名　称　・　規　格	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
理事･技師長 (大学卒23年以上)		人			1 直接人件費
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
単　位　当　り	1	式			

施工単価表

施工　第0 -0005号内訳表　　頁0-0009/0012

汚水管渠計画

［規格１］　［規格２］　［ 摘要 ］　1　式　当り

名　称　・　規　格	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
理事･技師長 (大学卒23年以上)		人			1 直接人件費
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
単　位　当　り	1	式			

施工単価表

施工　第0 -0006号内訳表　　頁0-0010/0012

財政計画の策定

［規格１］　［規格２］　［ 摘要 ］　1　式　当り

名　称　・　規　格	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
単　位　当　り	1	式			

施工単価表

施工　第0 -0007号内訳表　　頁0-0011/0012

提出図書作成

［規格１］　［規格２］　［ 摘要 ］　1　式　当り

名　称　・　規　格	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
理事･技師長 (大学卒23年以上)		人			1 直接人件費
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
単　位　当　り	1	式			

施工単価表

施工　第0 -0008号内訳表　　頁0-0012/0012

計画協議

［規格１］　［規格２］　［ 摘要 ］　1　式　当り

名　称　・　規　格	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
理事･技師長 (大学卒23年以上)		人			1 直接人件費
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
単　位　当　り	1	式			

数　量　総　括　表

No. 1

工　事　名	相生市下水道基本計画見直し業務委託			事業区分	公共下水道事業	
				工事区分	農集排統合事業	
工種・種別・細別	名　　称	規　　格	算　　式	数　量	単位	摘　　要
設計委託						
農集接続管渠計画						
	基礎調査		= 1.0	1.0	式	
	下水道整備の基本方針の確認		= 1.0	1.0	式	
	基本事項の検討		= 1.0	1.0	式	
	根幹的施設の配置の検討		= 1.0	1.0	式	
	汚水管渠計画		= 1.0	1.0	式	
	財政計画の策定		= 1.0	1.0	式	
	提出図書作成		= 1.0	1.0	式	
	計画協議		= 1.0	1.0	式	

相生市下水道基本計画見直し業務委託　業務仕様書

一般仕様書

第１章　総則

（業務の目的）

第１条　本委託業務（以下「業務」という。）は、相生市（以下「発注者」という。）において、下水道事業を施行するに当たり、特記仕様書に示す事項につき下水道に関する基本計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

（費用の負担）

第３条　業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

（法令等の遵守）

第４条　受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

（中立性の保持）

第５条　受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

（秘密の保持）

第６条　受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（公益確保の義務）

第７条　受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

（提出書類）

第８条　受注者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの

ほか、下記の書類を提出しなければならない。
(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)職務分担表
(ホ)打合簿 (ヘ)完了届 (ト)納品書 (チ)業務委託料請求書等
なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

(管理技術者、担当技術者及び照査技術者)
第 9 条
(1) 受注者は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、本業務については、以下の資格、経験を有する技術者を配置しなければならない。
①管理技術者:技術士(総合技術監理部門(下水道))
(令和 5 年度以降に計画面積 1,000ha 以上の類似業務の実績があるものを配置すること)
②担当技術者:技術士(総合技術監理部門(下水道))
(令和 5 年度以降に計画面積 1,000ha 以上の類似業務の実績があるものを配置すること)
③照査技術者:技術士(総合技術監理部門(下水道))
※担当技術者と照査技術者は兼務できるものとする。
(2) 受注者は、相生市の地理的条件及び下水道事業全般を理解し業務の進捗を円滑に図ることができる担当技術者を配置しなければならない。

(工程管理)
第 10 条 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

(成果品の審査及び納品)
第 11 条
(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
(4) 業務完了後においても、業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに修正を行わなければならない。

(関係官公庁等との協議)

第 12 条　受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(参考資料の貸与)
第 13 条　発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

(参考文献等の明記)
第 14 条　業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

(証明書の交付)
第 15 条　必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

(疑義の解釈)
第 16 条　本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

第2章 計 画

(一般的事項)
第 17 条　受注者は、調査・計画及び設計に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域区域の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び質疑等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。また、改定業務の対象とする既存計画は契約後に貸与図書として提供することとする。

(業務の手順)
第 18 条
(1) 業務は市担当者と十分協議打合せの後施行するものとする。
(2) 管理技術者は、打合せには必ず出席しなければならない。
(3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

(現地踏査)
第 19 条　現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区に

ついては、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

（調査及び計画）
第 20 条　受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、特記仕様書に基づいて基本計画等を作成するものとする。

（まとめと照査）
第 21 条　作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提 出 図 書

（提出図書）
第 22 条　成果品の提出部数は、次のとおりとする。
(1) 報告書(A4 版、チューブファイル綴じ製本) 2 部
(2) 電子成果品一式
(3) その他発注者の指示するもの

第4章 準拠すべき図書

（準拠すべき図書）
第 23 条　業務は、下記に掲げる最新版図書に準拠して行うものとする。
(1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
(2) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
(3) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
(4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
(5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
(6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
(7) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
(8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
(9) 下水道汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）
(10) 新都市計画の手続（都市計画協会）
(11) 広域化・共同化計画策定策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）
(12) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）

特記仕様書

１　業務概要

本市公共下水道は、令和 17 年度目標に全体計画を、令和 11 年度を目標に事業計画がされており、令和 5 年度時点の事業計画面積に対する整備率は 89%に達している。

今回、効率的に汚水処理事業を進めるため、『平成 25 年度相生市公共下水道に係る計画設計業務委託』（以下、平成 25 年度業務）及び『平成 26 年度相生市公共下水道に係る計画設計業務委託』（以下、平成 26 年度業務）の農集接続検討に基づき、測量や埋設物調査を踏まえ最適接続案を再検討する。また、これらの事業費を算定し、費用比較することにより、より精度の高い下水道区域の設定を行う。相生市の下水道事業の状況は次の通り。

・全体計画　　962.9ha（目標年次令和 17 年）
・都市計画決定　772ha
・事業計画　　758ha（目標年次令和 11 年）
・整備状況　　674ha（R8.4 月時点）

２ 業務内容

本業務（1 年目）は過年度業務を基に農集接続のルート再検討および事業費算定を行う。次年度（2 年目）発注予定業務で下水道計画区域を構想により定め全体計画を策定、ならびに区域変更にかかる都市計画決定の図書作成を行い、3 年目発注予定業務で過年度で策定した下水道計画区域について事業計画変更と都市計画法事業認可を行う。 事業変更の対象面積は、公共下水道事業計画区域 758ha に大規模病院流入が想定される現農集区域若狭中央・東地区 63.9ha を取込む 821.9ha としている。業務内容及び対象面積、業務スケジュール（案）を次に示す。 次年度（2 年目）以降の業務については参考。

・1 年目（本業務）　農集接続管渠の検討　　962.9ha　※1
・2 年目（予定）　　汚水処理施設整備構想　　26,169 人　※2
　　下水道全体計画、都市計画決定　　962.9ha　※3
・3 年目（予定）　　下水道法事業計画、都市計画法事業計画　821.9ha※4

※1:『平成 26 年度業務』の農集接続検討結果の見直し

※2:令和 7 年版相生市統計書 令和 7 年次 人口及び世帯。農集接続検討の見直し結果を基

に『平成 25 年度業務委託』の見直し検討

※3：対象面積は、検討結果により変更が生じる可能性がある。

※4：対象面積は、821.9 ha（公共 758ha＋農集 63.9ha 想定（若狭中央・東地区））とする。

3 作業内容と作業項目

3.1 作業内容

3.1.1 （本業務）農集接続管渠の検討

・本業務では、『平成 25 年度相生市公共下水道に係る計画設計業務委託』及び『平成 26 年度相生市公共下水道に係る計画設計業務委託』で検討されている、農業集落排水 7 地区における単独公共下水道（相生処理区）への管渠接続計画の見直しをメインとする。

・作業内容は、農集接続検討に必要な基本事項の検討（汚水計画諸元）、汚水管渠計画、財政計画の策定を対象とする。

・接続検討にあたっては、農業集落排水 7 地区および単独公共下水道の流入実績を整理し、能力評価を実施する。

・農業集落排水 7 地区の接続検討については、平成 25 年度業務における接続検討ルートの既設管能力評価を実施し、 接続地区内の既設管渠及び既設マンホールポンプの能力不足等の検討も行う。

・接続検討において、河川縦横断、JR・国県道横断、橋梁添架に関する検討に必要な資料（河川区域図・河川計画図、平面・縦横断面図、位置図・構造図等）の収集を要する。

・既設管渠の能力評価は、将来的な人口減少に伴う水量の減少が想定されることから、事業計画の目標年次における汚水量と最終的な接続が完了する全体計画目標年次の汚水量により流量計算（能力評価）を行う。

・農集地区における管渠断面・勾配・地盤高・管底高の情報は、台帳等から情報を得られることを前提とし、また、全体計画区域内の管渠断面・勾配・地盤高・管底高等の情報は、計画の流量計算書に準ずるものとする（既設との整合確認等は行わない）。

・接続管渠の布設工法検討については、土被りによる開削工法・推進工法の判定を行うものとする（土被り 3m 以内は開削工法、3m より深い場合は推進工法とする）。

・上記について推進工法と判定される路線については、立坑の概略の設置位置に対して、現地踏査において目視での障害の確認を行うものとする（特に国道 2 号線の横断管など）。

※詳細な立坑位置の検討については、平成 25 年度業務での作業項目とする。

・なお、本業務において使用する図面は、原図部分の CAD データへの起こし作業は行わないものとする。

・本業務完了後に、相生市において各種計画変更手続きを進めるにあたって、疑義が生じた場合は、手続きが完了するまで質疑等対応すること。

※参考（次年度以降予定）

3.1.3 （2 年目）汚水処理施設設備構想

・本検討では、「3.1.1（1 年目）農集接続管渠の検討」で検討した農集接続に伴う接続ルート及び概算事業費算定結果に基づき、『平成 25 年度相生市公共下水道に係る計画設計業務委託』の見直しを行う。

・対象人口は、令和 7 年相生市統計書を基に設定した。

・計画諸元は、「3.1.1（1 年目）農集接続管渠の検討」で検討した結果を用いる。

3.1.4 （2 年目）下水道全体計画

・本検討では、「3.2.3（2 年目）汚水処理施設整備構想」で検討した処理区域の設定結果に基づき全体計画変更を行う。

・全体計画目標年次は、「播磨灘流総計画」と整合を図り令和 27 年（2045 年）とする。

・対象面積は、既計画の全体計画面積を想定する。

3.1.5 （2 年目）都市計画決定

・本検討では、「（2 年目）汚水処理施設整備構想」の検討結果に基づき都市計画決定図書の作成を行う。

・対象面積は、既全体計画の 962.9ha としているが、「（2 年目）汚水処理施設整備構想」の検討結果により変更が生じる。

3.1.6 （3 年目）事業計画

・対象面積は、汚水処理設備構想および下水道全体計画の検討結果により決定するものとする。

・今回見積は、若狭野中央地区にある大規模病院の接続優先度が高いことから公共までの接続に影響する若狭野中央および若狭野東地区の面積を追加することを想定した。

・農集地区の管渠計画は接続ルート上の管渠を対象とする。（枝線の管渠計画は対象外とする。）

3.1.7 （3 年目）都市計画法事業認可

・対象面積は、汚水処理設備構想および下水道全体計画の検討結果により決定するものとする。

3.2 作業項目

3.2.1 (1 年目)農集接続管渠の検討

(1)全体計画:単独公共下水道(汚水計画のみ) 面積(962.9 ha)

(2)作業項目(○印が標準歩掛のうち、対象作業項目)

全体計画		作業項目	
基礎調査	現地踏査	○	
	都市計画関連資料収集整理	○	
	汚水計画関連資料収集整理	○	
	雨水計画関連資料収集整理	○	
	現存の下水道及びし尿処理の状況	○	
	まとめと照査	○	
下水道整備の基本方針の確認		○	
基本事項の検討	整備目標	○	
	計画区域の確認	○	
	計画フレームの設定	○	
	汚水量原単位	○	
	計画汚水量	○	
	汚濁負荷量原単位		
	計画汚濁負荷量		
	計画降雨強度		
	流出係数の算定		
	設計基準の確認	○	
	まとめと照査	○	
根幹的施設の配置の検討	処理場位置の選定		
	放流水質の概略検討		
	幹線ルートの検討	○	※1
	ポンプ場の必要性の検討	○	
	まとめと照査	○	
汚水管渠計画	測量(別途計上)	○	
	平面図	○	
	流量計算	○	
	縦断面図	○	
	関連管理者協議用図書	○	
	まとめと照査	○	
財政計画の策定	概算事業費	○	※1
	事業計画		
提出図書作成		○	
計画協議		○	

※1『平成 25 年度相生市公共下水道に係る計画設計業務委託』及び『平成 26 年度相生市公共下水道に係る計画設計業務委託』を基に見直しと検討を行う。